

勧告等措置区分（南海トラフ地震津波対策）（令和3年7月1日現在）

姫路港、八木港、相生港、赤穂港

区分：「南海トラフ地震警戒強化勧告」

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時（発表から約1週間）発令、措置内容

- ① 在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに発令できる準備をすること
 - ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認
 - ・岸壁管理者の対応の確認
 - ・荷主企業等の対応の確認
 - ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
 - ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること
- ② 自主的な避難行動をとること
 - ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

注1：気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に応じて、南海トラフ地震警戒強化勧告の解除等を実施する。

注2：上記以外の気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報があった場合は、姫路海上保安部から本情報に関する注意喚起の発表があるので留意すること。

区分：「津波第一体制」

「津波注意報」発表時発令、措置内容

【一般船舶】

- ・津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。
- ・小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。
- ・陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮の上、余裕のある範囲で係留強化、陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。

【危険物船】

- ・津波情報を収集し、船舶に応じた係留の強化、出港準備等津波対策を講じること。更に、必要のある場合は荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。

区分：「津波第二体制」

「津波警報・大津波警報」発表時発令、措置内容

在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し次のとおり対応すること。

【一般船舶】

- ・速やかに荷役・作業を中止し、津波到達予定時刻等を考慮のうえ安全な海域へ避難すること。
- ・修繕中の船舶等は、係留の強化を行うなど保船に万全の措置をとること。
- ・小型船舶は、陸上避難又は安全な海域に避難すること。陸上避難する場合は、津波到達予想時刻等を考慮の上、余裕のある範囲で係留強化、陸揚げ固縛等、流出防止措置をとること。

【危険物船】

- ・直ちに荷役を中止し、速やかに港外の安全な海域へ避難すること。

区分:「解除」

「津波注意報・津波警報・大津波警報解除」発表時発令

港長等が港内の安全を確認した後、津波第一体制、津波第二体制を解除する。

措置内容

入港する船舶は、港内の航行規制等の状況を把握し、安全に留意すること。

注1:上記勧告解除後においても、港長等は、状況に応じて、「航行自粛勧告」「航行制限」「航泊禁止」の措置を講じることがあるので留意すること。

注2:措置内容における「一般船舶」とは、危険物船以外の船舶をいい、「小型船舶」とはプレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の大きさの船舶をいう。「危険物船」とは港則法に基づく危険物積載船舶をいう。

注3:「陸上避難」とは乗組員等が陸上の高い場所に避難することをいう。